

平成 20、21 年度に作成した「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I」、「同 Part II」について、亜塩素酸水の取扱いに関する内容を一部追記しました。

事務連絡  
令和 4 年 2 月 10 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課  
文部科学大臣所管学校法人担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定  
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「調理場における洗浄・消毒マニュアル」Part I（平成 21 年 3 月）、  
Part II（平成 22 年 3 月）の一部修正について

この度、文部科学省が作成している「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I」（平成 21 年 3 月）、「同 Part II」（平成 22 年 3 月）について、亜塩素酸水の取扱いに関する内容を別紙のとおり一部追記しましたので、お知らせします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して周知をお願いします。

<本件連絡先>  
文部科学省:03-5253-4111(代表)  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内 3380・2694)